平成２６年（フ）第１３５号
東京都中央区勝どき２丁目４番７―1003号
破産者　深瀬　町子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市山田町436番地３
破産者　松比良勇一
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第６０号
山梨県山梨市上石森63番地
破産者　宮本　正幸（旧姓大柴）
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月16日午後２時
平成26年10月10日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
福井市二の宮４丁目31番13号　ファミーユ黒葉Ⅱ205号
破産者　榎　　智洋
1　破産債権の届出期間　平成26年11月13日まで
2　一般調査期日　平成26年12月９日午前９時50分
平成26年10月14日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
長野県塩尻市大字片丘6662番地
破産者　横山　　滋
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成27年１月９日午後１時30分
平成26年10月14日　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９９９号
名古屋市東区芳野３丁目６―４　ダイアパレス東白壁Ｂ―704、住民票上の住所名古屋市東区泉３丁目４番13号
破産者　山岸　　晃
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成27年１月14日午前９時50分
平成26年10月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２５号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―405号、前住所大阪市東淀川区下新庄３丁目９番63号
破産者　奥野　哲雄
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午後３時30分
平成26年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６号
兵庫県川西市萩原１丁目17―７　横田タウンハウスＡ号、住民票上の住所兵庫県西宮市神明町８番２―302号
破産者　藤田　昭孝
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月25日午前10時20分
平成26年10月14日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５３２号
広島市西区都町25番１―1002号
破産者　木山　幸子
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成27年１月14日午後３時
平成26年10月15日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９号
福井県坂井市春江町江留下第30号４番地　サニーハイツハルエ101号室、旧住所福井県坂井市坂井町宮領38―１―８
破産者　後藤　康晴
1　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
2　一般調査期日　平成26年12月16日午前11時
平成26年10月14日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
埼玉県上尾市東町２丁目７番23号ＵＤトラックス株式会社上尾ハイツＢ―106、申立時の住所大阪府和泉市和田町222番地の８
破産者　吉岡　建幸
1　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
2　一般調査期日　平成27年１月20日午後１時30分
平成26年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
大阪府岸和田市山直中町1003番地
破産者　シーダーこと　杉原　規正
1　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
2　一般調査期日　平成27年１月13日午後１時30分
平成26年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
神戸市兵庫区中道通３丁目４番28号
破産者　株式会社クサカ
1　破産債権の届出期間　平成26年11月18日まで
2　一般調査期日　平成26年12月16日午前10時
平成26年10月14日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６１号
三重県四日市市楠町南五味塚652番地の25
破産者　有限会社マルサ水産
1　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
2　一般調査期日　平成27年１月16日午前10時
平成26年10月15日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３０８９号
大阪市福島区玉川１丁目１番36―2302号、前住所大阪市福島区福島１丁目１番48―4801号
破産者　柏井　宏祐
1　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
2　一般調査期日　平成27年１月20日午後１時30分
平成26年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２７号
山口県周南市大字久米915番地、前住所山口県萩市大字山田4711番地20
破産者　善生　五男
異議申述期間　平成26年11月17日まで
平成26年10月15日　山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２９号
山口県下松市大字笠戸島1149番地
破産者　橋本　温子
異議申述期間　平成26年11月17日まで
平成26年10月15日　山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２７号
山口県長門市深川湯本2273番地
破産者　白木美秀子
異議申述期間　平成26年11月26日まで
平成26年10月15日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３０４号
神戸市兵庫区駅前通４丁目２番７号
破産者　松本　正夫
免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
平成26年10月10日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６号
大阪府大阪市中央区西心斎橋２丁目14番５―1001号
破産者　宇都宮貞史
免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
平成26年10月15日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６９号
岐阜市五坪１丁目６番６号
破産者　松久　博夫
免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
平成26年10月14日　　岐阜地方裁判所

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０１９号
東京都杉並区堀ノ内３丁目45番７号
清算株式会社　株式会社エム・ケー・ワン
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部